

どっこの暴力団は生きている

平成26年 3月24日

暴 追 か わ ら 版

No. 170

公益財団法人青森県暴力追放県民センター
暴力団等の不当要求断固拒否！ 相談電話017-723-8930

平成26年度不当要求防止責任者講習日程

青森県暴力追放県民センターは、暴力団のない明るい社会を目指して設立された公益法人です。

センターでは、暴力団を排除するための責任者講習と広報啓発活動、暴力団による被害の相談活動、そして暴力団追放に向けた様々な支援活動など、困ったときの身近な「駆け込み寺」として活動しています。

【責任者講習】

本年度も、暴力団等反社会的勢力からの不当要求に対し、具体的な対応策等を学ぶための講習を県内各地で開催いたします。

本年度の講習日程は、裏面一覧表の予定で開催いたします。受講の問い合わせは当県民センター〔TEL017-723-8930〕まで。なお、受講は無料です。

1. 受講申し込み方法

地元警察署（組織犯罪対策担当係）に、責任者選任届（当センターホームページ、各警察署にあります。）を提出してください。後日、葉書で連絡がいきます。

2. 講習内容

民事介入暴力担当弁護士、警察本部担当係官、相談委員による「不当要求に対する対応策・要領等」についての講話、暴排ビデオの放映、資料の提供などです。

3. 講習日時・場所は、急遽、変更する場合がありますので、通知書等で確認して下さるようお願いいたします。

【不当要求防止責任者の役割】

- ※ 不当要求に対する各事業所の内部体制の整備
- ※ 不当要求による被害が発生した場合の被害調査及び警察等への連絡
- ※ 社員等に対する不当要求についての指導・教育の実施

平成26年度不当要求防止責任者講習の日程

No.	開催日時				開催場所	住所
	月	日	曜	時間		
1	5	22	木	13:30~16:30	八戸総合卸センター 2階大会議室	八戸市卸センター一丁目12-10
2	5	28	水	13:30~16:30	六ヶ所村文化交流プラザ「スワニー」	六ヶ所村尾駁字野附1-8
3	6	4	水	13:30~16:30	ホテル青森 3階「はまなすの間」	青森市堤町一丁目1-23
4	6	19	木	13:30~16:30	弘前市民会館 大会議室	弘前市大字下白銀町1-6
5	7	3	木	13:30~16:30	むつグランドホテル	むつ市田名部字下道4
6	7	23	水	13:30~16:30	八戸総合卸センター 2階大会議室	八戸市卸センター一丁目12-10
7	7	30	水	13:30~16:30	ホテル青森 4階「錦鶏の間」	青森市堤町一丁目1-23
8	8	21	木	13:30~16:30	サンロイヤル十和田	十和田市東三番町37-7
9	9	4	木	13:30~16:30	弘前市民会館 大会議室	弘前市大字下白銀町1-6
10	9	17	水	13:30~16:30	ホテル青森 4階「錦鶏の間」	青森市堤町一丁目1-23
11	10	1	水	13:30~16:30	八戸総合卸センター 2階大会議室	八戸市卸センター一丁目12-10
12	10	15	水	13:30~16:30	弘前市民会館 大会議室	弘前市大字下白銀町1-6
13	10	30	木	13:30~16:30	むつグランドホテル	むつ市田名部字下道4
14	11	12	水	13:30~16:30	ふるさと交流圏民センターオルテンシア	五所川原市字幾世森24-15
15	11	27	木	13:30~16:30	八戸総合卸センター 2階大会議室	八戸市卸センター一丁目12-10
16	12	11	木	13:30~16:30	ホテル青森 4階「錦鶏の間」	青森市堤町一丁目1-23
17	1	29	木	13:30~16:30	弘前市民会館 大会議室	弘前市大字下白銀町1-6
18	2	12	木	13:30~16:30	八戸総合卸センター 2階大会議室	八戸市卸センター一丁目12-10
19	2	25	水	13:30~16:30	ホテル青森 4階「錦鶏の間」	青森市堤町一丁目1-23

どっこい暴力団は生きている

平成26年 4月11日

暴 追 かわら 版

No. 171

公益財団法人青森県暴力追放県民センター

暴力団等の不当要求断固拒否！

相談電話017-723-8930

暴力団等
に対する

基本的対応要領

問題解決は、毅然とした対応と早期相談。

ほとんどの人が、自分は暴力団等には、関わりがないと思いがちですが、いつ、どこで、何が発端で関わりができるか知れません。市民の皆さんや企業が、暴力団員からの不当要求を受けた場合の対応要領を整理しました。大切なことは、暴力団等からアプローチを受けた場合は、一人(一企業)で悩まず、警察や暴力追放運動推進センターや弁護士に早く相談することです。

大原則(対応の基本)

(組織的な対応)

暴力団等から不当要求を受けた場合、担当者が個人的に対応したり、担当者だけに責任を押し付けることは最も避けるべきです。不当要求に対しては、対応の方針をあらかじめ検討し、組織として一丸となって対応することが何よりも大切です。

平素の準備

① トップの危機管理

- トップ自らが、「不当な要求には絶対対応しない」という基本方針と姿勢を示し、毅然とした社風を構築していく。
- 担当者が気楽に報告できる雰囲気作りを行う。



③ 暴力団排除条項の導入

- 暴力団等反社会的勢力を排除する根拠として、
 - 暴力団等反社会的勢力とは取引しないこと
 - 取引開始後反社会勢力と判明した場合、解約すること
- などの内容が盛り込まれた暴力団排除条項を契約書や約款等に導入しておく。

② 体制作り

- あらかじめ対応責任者、補助者等を指定しておき、対応マニュアル、通報手順等を定めておく。
- 対応責任者は、組織を代表して対応することから、組織としての回答を準備しておく。
- 対応する部屋を決めておき、録音、撮影機器等をセットしておくとともに、暴力追放ポスターや責任者講習受講修了書等を掲げておく。

④ 警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等との連携

- 警察や暴力追放運動推進センター、弁護士等との連携を保ち、事案の発生に備え担当窓口を設けておく。



暴力追放センター

セキュリティの基本として社員の皆さんに
周知、実践していただくことをお求めします。

有事の対応(不当要求対応要領)

① 来訪者のチェックと連絡

受付係員又は窓口員は、来訪者の氏名等の確認と用件及び人数を把握して、対応責任者に報告し、応接室等に案内する。



② 相手の確認と用件の確認

落ち着いて、相手の住所、氏名、所属団体名、電話番号を確認し、用件の確認をすること。代理人の場合は、委任状の確認を忘れないように。

③ 対応場所の選定

素早く助けを求めることができ、精神的に余裕をもって対応できる場所(自社の応接室)等の管理権の及ぶ場所を選ぶ。暴力団等の指定する場所や、総事務所には絶対に出向かないこと。やむをえず出向かざるをえない時は、警察に事前・事後連絡をする。

④ 対応の人数

相手より優位に立つための手段として、可能な限り相手より多い人数で対応し、役割分担を決めておく。



⑤ 対応時間

可能な限り短くすること。最初の段階で「何時までならお話を伺います」などと告げて対応時間を明確に示すこと。対応時間が過ぎても退去しない場合は、不退去罪での被害届を出す旨を告げて警察へ連絡する。

⑥ 言動に注意する

暴力団員は、巧みに論争に持ち込み、応対者の失言を誘い、又は言葉尻をとらえて厳しく糾弾してきます。「申し訳ありません」、「検討します」、「考えてみます」などは禁物です。

⑦ 書類の作成・署名・押印

暴力団は「一筆書けば許してやる」などと詫言状や念書等を書かせたがりますが、後日金品要求の材料などに悪用します。また、暴力団員等が社会運動に名を借りて署名を集めることがありますので署名や押印は禁物です。

⑧ トップは対応させない

いきなりトップ等の決裁権を持った者が対応すると、即答を迫られますし、次回以降からの交渉で「前は社長が会った。お前ではだめだ。社長を出せ、社長が会わない理由を言え」などと喰ってかかられます。

⑨ 即答や約束はしない

暴力団員の対応は、組織的に実施することが大切です。相手の要求に即答や約束はしないことです。暴力団員は、企業の方針の固まらない間が勝負の分かれ目と考えて執拗に、その場で回答を求めます。

⑩ 湯茶の接待をしない

湯茶を出すことは、暴力団員が居座り続けることを容認したことになるかねません。また、湯飲み茶碗等を投げつけるなど、脅しの道具に使用されることがあります。歓迎するお客さんではありませんので、接待は不要です。

⑪ 対応内容の記録化

電話や面談の対応内容は、犯罪検挙や行政処分、民事訴訟の証拠として必要です。相手に明確に告げて、メモや録音、ビデオ撮影をする。

⑫ 機を失せず警察に通報

不要なトラブルを避け、受傷事故を防止するため、平常の警察、暴追センターとの連携が早期解決につながります。